

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、平成二年十月九日第十七号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。
令和七年八月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第二〇二号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消しに 係る道路の種類
令和七年七月二十 八日	指定の取消しの 年 月 日
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西五丁目一番三	指定の取消しに係る道路の位置
十八・七七三	指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)
六・二〇	指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)